

1 分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 知事本局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 首都東京の特性にあった先進的な行政を展開できるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地域の実情に応じた施策を推進できるよう、「従うべき基準」については、真に必要なものに限定すること。
- (3) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲するとともに、地方税財源の充実・強化を図ること。

<現状・課題>

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確にし、地方自治体が自らの判断と責任により主体的に施策を展開し、地方が持てる力を発揮できるようにするための取組であり、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、積極的に進めていかなければならない。

一方、地方が地域の実情に応じて自主的・自立的に行政運営を行うためには、権限に見合った財源が不可欠であるが、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、税源配分における国と地方の比率が逆転しており、大きな乖離が存在している。

<具体的要求内容>

- (1) 都民生活の向上に繋がる政策を実現し、東京を世界一の都市にしていくため、首都東京の特性にあった先進的な行政を展開できるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 義務付け・枠付けの見直しにより、条例委任された基準には、法令の定める基準に適合しなければならないとされている「従うべき基準」が含まれ、形式的な見直しに留まっているものがある。地域の実情に応じた施策を、地方自治体の裁量で推進できるようにするため、「従うべき基準」については、真に必要なものに限定すること。
- (3) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲するとともに、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、税源配分における国と地方の比率との乖離を解消し、地方が担うべき事務・権限に見合うよう、地方税財源を充実・強化すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・知事本局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方の役割が更に高まることは明らかであるが、改めて必要なことは、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、権限に見合った財源を確保することである。

平成26年度税制改正では、消費税率が引き上げられたが、法人事業税の暫定措置の復元は一部にとどまるとともに、地方の重要な基幹税である法人住民税の一部が地方法人税として国税化され地方交付税の原資とされた。さらに、消費税率の10パーセントへの引上げ段階には、地方法人特別税を廃止するとしたものの、他の偏在是正措置を講ずるなど、幅広く検討を行うこととされ、さらに、地方法人税の拡大を行うこととされた。こうした偏在是正措置の拡大は、地方の自主財源である地方税の拡充につながらず、これまで着実に進めてきた地方分権の推進に対して逆行するものである。

地方の役割を十分に踏まえた地方税財政制度の構築に向けては、地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充に加え、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を適切に発揮させるため、必要かつ十分な地方交付税総額を確保する必要がある。また、その手法についても、法人住民税の地方交付税原資化のような手法ではなく、総体としての地方の税財源を充実強化する方向で改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率を引き上げること。

- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。
- (3) 地方の実態を踏まえ、適正な財政需要に基づく、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

2 都市の財源を狙い撃ちした偏在是正措置の廃止・撤回

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・知事本局・総務局・主税局)

- (1) 法人事業税の不合理な暫定措置を確実に廃止し、地方税として復元すること。
- (2) 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること。
- (3) 都市の財源を狙い撃ちした他の偏在是正措置の導入は行わないこと。

<現状・課題>

平成20年度税制改正で暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、地方消費税率の引上げ時期を目途に「抜本的に見直しを行う」こととなった。

この暫定措置は、地方の重要な基幹税である法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するものであるが、そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

しかし、平成26年度税制改正では、法人事業税への復元は一部分にとどまると同時に、地域間の税源の偏在を是正する新たな措置として法人住民税の一部が地方法人税として国税化され、その税収は地方交付税原資に繰り入れることとなった。また、消費税率の10パーセントへの引上げ段階には、地方法人特別税を廃止するとしたものの、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討をすることとされ、さらに、地方法人税の拡大を行うこととされた。

これらの措置は、地方の自主財源である地方税の拡充につながらないばかりか、地方の税源涵養インセンティブを損ない自主的な努力を阻害するものであり、これまで着実に進めてきた地方分権の流れに大きく逆行する措置である。そのため、こうした不当な偏在是正措置は速やかに廃止・撤回し、地方税へ復元されなければならない。

さらに、現在、国の経済財政諮問会議等で法人実効税率の引下げが議論されているところであるが、不当な偏在是正措置に加えて、確実な代替財源の確保を伴わない税率引下げが行われれば、地方の自主財源の更なる縮小を招きかねない。

現下の都政には、日本全体を牽引する施策を積極的に展開するとともに、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、東京の魅力を一層高めていくことが求められている。同時に、都民の安全・安心を確保するため、防災力の高度化に向けたハード・ソフト両面での取組、急速に進展する少子高齢化への対応など、喫緊の課題に果敢に取り組ん

でいかなければならない。このような状況で東京の財源が不当に吸い上げられれば、東京の活力が削がれるばかりでなく、我が国全体にとって利益とならない。

こうした中、税収の偏在に対しては、地方消費税の拡充や地方交付税の法定率の引上げなど、総体としての地方税財源の充実強化で対応すべきであり、都市の財源を奪う他の偏在是正措置を講ずるべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 不合理な手段で東京の財源を奪う法人事業税の暫定措置は、消費税率10パーセントへの引上げを待つことなく、速やかに廃止し、地方税として復元すること。
- (2) 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。
- (3) 都市の財源を狙い撃ちした他の偏在是正措置の導入は行わないこと。

3 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・知事本局・総務局・主税局)

法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において税率を引き下げることにし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

地方法人課税は企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税目として不可欠なものである。

地方自治体は産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など多くの行政サービスを担うとともに、国の成長戦略とも連動しながら、地方独自の施策を展開することで、日本経済再生に取り組んでいる。今後の自治体運営においても多くの財政需要が見込まれる中において、法人二税は地方の自主財源として確保されていく必要がある。

現在、法人実効税率の在り方について、国の経済財政諮問会議等において議論がなされているところであり、その引下げは、日本の国際競争力の強化に資するものと考えられるが、こうした地方自治の原則を踏まえれば、実効税率を引き下げる場合には、国の責任において対応すべきである。さらに、税率引下げにより全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、国の責任において確実に代替財源が確保されなければならない。

<具体的要求内容>

法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において税率を引き下げることにし、税率引下げによる地方の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、非課税措置により、固定資産税及び都市計画税が免除され、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 法人事業税の分割基準の適正化等

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 不合理な分割基準の見直し等を行わないこと。

<現状・課題>

法人事業税の分割基準は、これまでに幾度も大都市にとって不利益な改正が行われており、法人の事業活動量を適切に反映したものとなっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に反映したものとする。
- (2) 地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。